

ガーデンハウス小金台第2地区建築協定

概 要

- ① 建築物は、本協定の効力発行時の分譲時の1区画に1戸とする。ただし、1戸建て建築物の敷地として1区画以上を使用する場合は1区画とみなす。
- ② 建築物は、1戸建ての専用住宅とし、寄宿舍、長屋住宅、及び共同住宅は建築してはならない。ただし、二世帯住宅、及び兼用住宅のうち診療所、事務所又は店舗等を兼ねたもので、運営委員会が住環境を害するおそれがないと認めた場合はこの限りでない。
- ③ 道路に面した部分については、道路沿奥行き55cm以内の範囲は、本協定の効力発行時の区画、形質を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。ただし、出入り口、車庫等に用いる部分の変更はこの限りではない。
- ④ 道路に面した部分については、原則として植栽又は透視可能な柵を併用した植栽とする。ただし、出入り口、車庫等に用いる部分についてはこの限りでない。
- ⑤ 外観及び外壁、屋根等の意匠、色彩については、周辺街並み景観を損なわないよう配慮すること。
- ⑥ 金剛79号線から、各敷地への車及び出入り口を設置してはならない。